

空き家に付随する農地を取得する場合の下限面積を緩和 空き家と農地をセットで「売りやすく」「貸しやすく」なります！

農業委員会では、4月1日から新規就農者等の定住の促進および遊休農地の解消を図るため、各種条件を満たす場合は、空き家とともに空き家に付随した農地を取得する際の『農地法』第3条による下限面積を1アールまで引き下げます。

☎ 農業委員会事務局(農林課内) ☎ 581・2121内線407

▶ 主な条件

- 空き家に付随した農地(空き家から500メートル以内)の全部、または一部が遊休農地であること
- 権利を取得した日から起算して5年以上継続して、居住および耕作すること
- 空き家と空き家に付随した農地の権利取得については、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部、または(公社)全日本不動産協会に加入している寄居町、熊谷市または深谷市に住所を置く不動産業者が仲介していること

▶ 申請手続きの流れ

- ① 空き家に付随した農地指定申請書等を農業委員会へ提出
- ② 農業委員会で農地指定の可否を決定し、結果を通知
- ③ 『農地法』第3条の規定による許可申請書等を農業委員会へ提出
- ④ 農業委員会で審議し、許可書を発行



お知らせ 狩猟免許取得費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害防止および町民の生活環境を保全するため、新たに狩猟免許を取得した方に対して、費用の一部を補助します。

- ▶ 対象/ 次の①、②の要件を満たす方
 - ① 町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した方
 - ② 町が実施する野生鳥獣駆除事業に従事する意思のある方
 - ▶ 補助対象免許/ ○ わな猟免許 ○ 第一種銃猟免許 ○ 第二種銃猟免許
 - ▶ 補助対象費用/ ① 狩猟免許講習教材費 ② 狩猟免許申請手数料 ③ 狩猟免許申請に係る診断書費用 ④ 申請用写真代
- ※ 狩猟免許の再取得、更新等は補助対象外です。
- ▶ 補助率/ 免許取得に要した費用の2分の1以内(上限6,000円)
 - ▶ 申請手続き/ 狩猟免許の取得後に、補助金交付申請書をご提出ください。添付書類等の詳細はお問い合わせください。免許取得後は、寄居猟友会への加入をお願いします。
- ※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

☎ 農林課(☎ 581・2121内線402)

お知らせ 電気柵等の購入費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。



- ▶ 対象/ 次の①、②の要件を満たす方
 - ① 町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する農業者の方
 - ② 町内に住所を有し、野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等
 - ▶ 補助対象費用/ ① 電気柵や防護柵の購入費用 ② 野生鳥獣が近づきにくい環境づくり(山林の下刈り、荒廃農地の整備等)に要する費用(燃料・消耗品代、機器購入費および使用料)
 - ▶ 補助率/ 事業に要する費用の2分の1以内(上限3万円、100円未満切り捨て)
 - ▶ 申請手続き/ 事業実施前に、補助金交付申請書の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。
- ※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

☎ 農林課(☎ 581・2121内線402)

4月から中央公民館のホールが 寄居町民ホールへ — 利用方法等が変わります —

町の文化の向上、福祉の増進およびコミュニティ醸成の助けとなるよう、中央公民館ホールの利用について見直しを行い、4月1日から名称が「寄居町民ホール」に変わりました。詳細については、中央公民館へお問い合わせください。

☎ 中央公民館(☎ 581・2662)

▶ 主な変更点

- ① 祝日もホールが使用できるようになりました。
- ② 民間興行でも、ホールが使用できるようになりました。

例えば次のような利用ができます。

- 入場料金を取ったコンサートや演劇、発表会、講演会、映画の上映会の開催等
- コンサート等に関連するパンフレットやグッズの販売



▶ 町民ホール概要

収容人数	572人	
使用料金	午前 (9:00~12:00)	15,400円
	午後 (13:00~17:00)	20,600円
	夜間 (18:00~22:00)	25,700円
	全日 (9:00~22:00)	56,600円

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、収容人数に制限を設ける場合があります。
※ 使用内容等により、使用料金に変更になる場合がありますので、詳しくは中央公民館へお問い合わせください。

令和3年度 所得証明書等の発行開始日

☎ 税務課(☎ 581・2121内線151・152)

令和3年度の所得証明等の発行開始日は表のとおりです。町・県民税の納税方法により、開始日が異なりますのでご注意ください。

町・県民税の納税方法	発行開始日
給与からの天引きのみで納めている方	5月12日(水)
納付書または口座振替で納めている方	6月11日(金)
公的年金からの天引きで納めている方	
上記のうち、2つ以上の方法で納めている方	

- ※ 勤務先から給与支払報告書が提出されていない、町・県民税申告書が提出されていないなど、令和2年1月から令和2年12月中の収入等を申告していない場合は、証明書が発行できないことがありますので、申請前にご確認ください。
- ※ コンビニエンスストアでの交付は、いずれも6月11日(金)からです。
- ※ 申告期限の延長に伴い、3月16日(火)以降に申告した方は、上記の日付より発行開始日が遅れる場合があります。

▶ 申請に必要なもの

- 公的機関が発行する申請者の身分証明書(個人番号カードや運転免許証等)
- 手数料(1通200円)
- 本人または住民票上同世帯の親族の方以外が申請する場合には委任状・代理人選任届(様式は町公式ホームページから取得できます)

町税口座振替のご案内 ～安心・便利・確実です！～

町税の納付には、便利で安心確実な口座振替をぜひご利用ください。納期ごとに金融機関等に向いて払い込む必要がなく、納期限の日に口座から自動的に税金が納められます。

新規に申し込みの場合、申し込み月の翌月末納期から口座振替ができます。

- ▶ 取り扱いできる金融機関・申し込み先
埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・熊谷商工信用組合・ふかや農業協同組合・ゆうちょ銀行の各本支店

▶ 申し込み方法

預金(貯金)通帳、お届の印鑑をお持ちのうえ、町内金融機関に備え付けてある口座振替依頼書(自動払込利用申込書)でお申し込みください。